

令和6年第2回霞台厚生施設組合議会

定 例 会 会 議 録

令和6年10月15日開会・閉会

霞台厚生施設組合議会

令和6年第2回霞台厚生施設組合議会
定 例 会 会 議 録

令和6年10月15日（火曜日）午後2時30分開会

議事日程

令和6年10月15日（火曜日）午後2時30分開会

- 日程第1 会期の決定
 - 日程第2 会議録署名議員の指名
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 議案第7号
議案第8号
 - 日程第5 一般質問
 - 日程第6 議案質疑・討論・採決
 - 日程第7 委員会提出議案第1号
 - 日程第8 委員会提出議案第2号
 - 日程第9 閉会中の継続調査の申し出について
-

本日の会議に付した案件

議事日程

- 日程第1 会期の決定
 - 日程第2 会議録署名議員の指名
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 議案第7号
議案第8号
 - 日程第5 一般質問
 - 日程第6 議案質疑・討論・採決
 - 日程第7 委員会提出議案第1号
 - 日程第8 委員会提出議案第2号
 - 日程第9 閉会中の継続調査の申し出について
-

出席議員 17名

1番 櫻井 茂君
2番 真家 功君
3番 鈴木 貞行君
4番 大場 八千代君
5番 玉造 由美君
6番 香取 憲一君
7番 岡崎 勉君
8番 久保田 良一君
9番 小松 豊正君

10番 谷 仲和雄君
11番 佐藤 文雄君
12番 田家 勇作君
13番 山本 進君
14番 荒川 一秀君
15番 矢口 龍人君
16番 澤 秀雄君
17番 関口 忠男君

欠席議員 0名

法第121条により出席した者

管理者 谷島 洋司君
副管理者 島田 幸三君
副管理者 宮嶋 謙君
副管理者 小林 宣夫君
会計管理者 吉澤 房江君

事務局長 小澤 喜蔵君
総務課長 海老澤 昌代君
業務管理課長兼業務施設課長
荒川 英一君
建設計画課長 中泉 茂紀君
業務施設課副参事 久保田 亨君

職務のため出席した者

課長補佐 貝塚 博之君
係長 雨貝 三和子君
係長 川上 哲仙君

係長 山中 英明君
事務調整総括官 鈴木 幸治君

令和6年10月15日（金曜日）

午後2時30分 開会

◎開会の宣告

○議長（櫻井茂君） 傍聴者の皆様にあらかじめ申し上げます。

携帯電話、スマートフォンはあらかじめ電源を切るかマナーモードにされるようお願いを申し上げます。

また、消毒液による手指の消毒などご協力のほどよろしくをお願いをいたします。

傍聴に際しては、議事に対して賛否を表明したり声を出すことを禁じておりますので、ご注意願います。また、傍聴席への録音・録画機材の持ち込み及び使用は固く禁じておりますので、よろしくお願い申し上げます。これらが守られない場合は退席を命じますので、ご承知おきください。

ただいまの出席議員数は17名です。定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回霞台厚生施設組合議会定例会を開会いたします。

なお、マスクの着脱については個人の判断といたしますが、質疑や応答などの発言の際、マスクを着用してこれを行うことを許可いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

（日程第1 会期の決定）

○議長（櫻井茂君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

10月7日に開催された議会運営委員会において、本定例会の会期は、10月15日の1日と決定されました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の決定のとおり本日1日といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（櫻井茂君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

（日程第2 会議録署名議員の指名）

○議長（櫻井茂君） 日程第2、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第111条の規定により、

11番 佐藤文雄君

12番 田家勇作君

の両名を指名いたします。

（日程第3 諸般の報告）

○議長（櫻井茂君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、令和6年度議会管外行政視察研修について。

令和6年7月8日、9日の日程で、家電リサイクル法に定められている家電4品目のリサイクル施設、北海道エコリサイクルシステムズ株式会社及び令和6年4月から供用を開始した道央廃棄物処理組合・焼却施設の2施設を谷島管理者、島田副管理者のご参加をいただき、組合全議員17名と随行職員5名の総勢24名で視察いたしました。

今回訪問した施設は、手分解と高度な機械自動選別により、高い資源化率を実現させ、廃棄物排出量の最小化などに取り組んでいる家電リサイクル施設及び余熱利用で水蒸気発電を行うほか、最終処分場の建設を進めている施設について視察してまいりましたことをご報告いたします。

次に、管理者から令和5年度の一般会計に係る継続費通次繰越計算書、繰越明許費繰越計算書及び継続費精算報告書が提出されましたので、ご報告申し上げます。

次に、本定例会までに提出され、受理いたしました陳情書は2件であります。その内容につきましては、お手元に配付いたしましたとおりであります。

次に、地方自治法第121条の規定により、議長において本定例会に出席を求めた者の職氏名は、

管 理 者 谷 島 君

副 管 理 者 島 田 君

副 管 理 者 宮 嶋 君

副 管 理 者 小 林 君

会 計 管 理 者 吉 澤 君

事 務 局 長 小 澤 君

総 務 課 長 海老澤 君

業 務 管 理 課 長 兼 業 務 施 設 課 長 荒 川 君

建 設 計 画 課 長 中 泉 君

業 務 施 設 課 副 参 事 久 保 田 君

以上であります。

(日程第4 議案第7号及び議案第8号の上程、説明)

○議長(櫻井茂君) 次に、日程第4、議案第7号・令和6年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算(第1号)、議案第8号・令和5年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定についての計2件を一括して議題といたします。

直ちに管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者・谷島君。

○管理者(谷島洋司君) 本日提案いたしました議案についてご説明を申し上げます。

まず、議案第7号・令和6年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算(第1号)について。

本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ168万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を19億3,156万9,000円とするものです。

歳入歳出の款項別補正額は、第1表に記載のとおりでございます。

歳入につきましては、令和5年度剰余金を繰越金に計上するほか、交付対象事業費の増額に伴う循環型社会形成推進交付金の追加及び令和6年度事業費の減少により、分担金及び負担金を減額いたします。

また、循環型社会形成推進交付金について、廃棄物処理施設整備交付金への一部移行による国庫支出金の組替えを行うものでございます。

歳出につきましては、衛生費、施設整備費におきまして、入札差金等により委託料と工事請負費を減額するものでございます。

次に、議案第8号・令和5年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について。

本案は、過日監査委員の審査をいただきましたので、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の審査意見書を添えて議会の認定に付すものでございます。

令和5年度歳入歳出決算の総額は、歳入総額21億2,397万2,250円、歳出総額18億9,873万581円で、歳入歳出差引残額は2億2,524万1,669円となっております。

なお、令和5年度決算の詳細につきましては、提出いたしました決算書類等のとおりでございます。

以上が提案いたしました議案の概要でございます。十分ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長(櫻井茂君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

(監査委員決算審査報告)

○議長（櫻井茂君） 次に、監査委員から令和5年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算について、審査の経過並びに結果の報告を求めます。

監査委員・玉造由美君。

○監査委員（玉造由美君） 令和5年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算書及び証書類、その他政令で定める書類について審査を実施いたしましたので、監査委員を代表してご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、令和6年7月26日、管理者から審査に付されました令和5年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算書及び同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について審査を実施いたしました。

審査に当たっては、関係諸帳簿並びに証拠書類等により照合を行うとともに、計数の正確性、支出の適法性、予算の執行状況について関係職員の説明を求めながら総括的に執行いたしました。

その結果、審査に付された決算書類等は、いずれも関係法令の規定に従い、適正に調製されており、計数は正確であることを確認いたしました。

次に、決算の概要について申し上げます。

令和5年度本組合一般会計の歳入歳出決算は、歳入総額21億2,397万2,250円、前年度比7.6%の減、歳出総額18億9,873万581円、前年度比7.1%の減となりました。継続費通次繰越額840万5,000円及び繰越明許費繰越額1,958万円を差し引いた実質収支額は1億9,725万6,669円の黒字であります。

また、前年度実質収支額1億9,466万4,356円を差し引いた本年度の単年度収支額は259万2,313円の黒字で、実質単年度収支額も同額となっております。

次に、事務事業に関して意見を申し上げます。

歳入の分担金及び負担金、衛生費負担金（施設整備費）の一部について、継続費事業の通次繰越に伴い、令和6年度の収入としていることを確認いたしました。

新たに供用開始した地域還元施設みらい交流館については3万1,373人が利用し、使用料収入は1,524万円となっております。今後もより多くの方に利用されることを期待いたします。

諸収入については、売電収入や有価物の売払収入等により、予算と比較すると諸収入全体で8,307万7,000円（20.2%）の増となり、収入の23.3%を占めております。急激な物価上

昇等による厳しい財政状況において、売電収入と有価物の売払収入等は大変貴重な財源となっており、社会情勢によって大きく左右されるところではありますが、今後も情報収集などを行い、安定した財源の確保に努めてください。

また、令和4年度における収入未済額については、茨城県自治紛争処理委員による調停の成立により、未払いであった負担金は全額納入され、未払いにより生じた督促手数料と延滞金については、不納欠損処理をしています。

次に、収入未済額が生じたことについては、事務手続等に注意を払い、より一層適正な管理を行うよう努めてください。

歳出については、多額の不用額が生じたことについて、予算の効率的な執行や経費の節約によるもののほか、契約差金、予算編成後の状況変化などによるものです。

今後も正確な予算管理及び業務執行を心がけ、最小の経費で最大の効果を上げられるよう努めてください。

ごみ処理広域化事業については、旧茨城美野里解体事業が無事完了し、霞台旧施設解体事業においても、引き続き安全で適切な進捗管理と適正な環境対策を徹底するよう要望します。

なお、運営管理者の不適切な業務遂行で住民の信頼を失う事案が発生しており、徹底した管理・監督の下、再発防止への取組を強化し、住民の信頼回復に努めるとともに、ごみ処理広域化事業においても、引き続き明確かつ適切な事務手続に努めてください。それにより住民に対し、よりよいサービス提供が図られることを要望します。

以上をもちまして、令和5年度霞台厚生施設組合決算審査の報告といたします。

○議長（櫻井茂君） 以上で報告は終わりました。

（日程第5 一般質問）

○議長（櫻井茂君） 日程第5、一般質問。

質問は通告の順にこれを許します。

なお、質問の形式は、項目別の一括方式とし、時間は1議員30分以内といたしますので、厳守願います。

また、質問回数は2回までとなりますので、よろしく願いをいたします。

最初に、9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 9番、日本共産党の小松豊正です。

通告に従いまして一般質問を行います。

質問事項第1項目、プラスチック製品の再資源化についてであります。

今年の夏はかつてない猛暑が続き、いわゆる地球の沸騰化とも言うべき事態となりました。地球温暖化の原因とされるCO₂を削減するために、プラスチックごみを燃やすのではなく、資源化することが極めて重要です。2021年、令和3年にプラスチック資源循環促進法ができました。私はこの法律に基づいて、いかに石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町で構成する霞台厚生施設組合が実践をしてきたのか。私は一貫して取り上げてまいりました。

そこで、質問いたします。

(1) 前回、つまり令和6年第1回定例会の議会で、私は一般質問において質問いたしましたけれども、担当課長はどのように答弁したかといいますと、答弁書にも明確に書いてありますけれども、ほかの先進事例等を構成市町と研究しながら、できることは取り入れていきたいと答弁しています。ですから、その後の進行状況はどうなっているのか。これ明確に答えてください。

(2) は、実際にプラスチック資源循環促進法に基づいて資源化している株式会社太和ホールディング、実際に石岡で活動しておりまして、私も何度も視察へ行ってまいりました。この視察はどのように執行部としては進んでいるのか、リアルにお答えください。

(3) ですけれども、この構成市町と組合で広域廃棄物に関する研究会ですね、これを行っているということは、前回の私の質問に対してもそういうふうにご答えております。ですから、いつ、どのように開催されて、どういう成果があったのか、あるいはどういうふうにご総括しているのか、何月何日こういうことやって、こうだったと時系列で答弁を求めます。

以上、第1回目の質問でございます。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問について答弁申し上げます。

(1) につきましては、構成市町と実施している広域廃棄物に関する研究会において、これまでに報告・提案等が協議されてきていません。構成市町の廃プラスチック製品の資源化については、各市町で計画・実施等を行っておりますので、現時点では当組合において広域の事業としての進展はございません。

今後、広域廃棄物に関する研究会におきまして、構成市町と諸課題等を含め、情報共有を図っていきたいと考えております。

次に、(2) につきましては、資源化の実証実験を行ったのは石岡市と民間企業になりますので、当組合が答弁することはできません。視察につきましても、現時点では計画はござ

いません。

次に、(3)につきましては、令和6年度の実施状況になりますが、広域廃棄物に関する研究会は5月、6月、8月に実施しております。協議内容でございますが、ごみ収集委託車における過積載について、空き家の残置物に関する情報提供について、さらなる分別区分の統一についてなどでございます。

組合に搬入される状況とごみの搬入実績を基に、構成市町に情報提供を行い、構成市町で契約を行っている委託収集運搬業者へ改善指導や空き家の残置物の整理・片づけにおける住民への適切な指導を行っております。

また、分別区分の統一につきましては、構成市町で作成しているごみカレンダーや分別ガイドの表記が異なる部分の統一を図っております。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 2回目の質問をします。

今の答弁は全く私の前回の答弁からしますと納得できないですよ、これは。私が先ほども言いましたように、(1)の問題については、できることは取り入れていきたいとか、(2)の問題については、実際に石岡に住んでいる者にも私は細かく挙げました。私がこういうふうに言って答弁があったのに、全く知らぬ存ぜぬですと、関知しないと、枠が違うと、全くこれはひどい答弁です。もっと真面目に、私は市民の代表ですから、そして、このプラスチックの問題、非常に興味がある問題で、さきの答弁は全くそれを踏まえてない。それは知りませんというようなことは、全く市民の代表の私の質問を何と考えているのかと思いますよ。これについて管理者、どうですか。管理者はこういう非常に大事な問題について、そしてあれだけ質問して、答えて、それがやらなかったと。むしろやらないのが当然だというような答弁は納得できないですよ。管理者、どう考えますか。

そして私は、実際に今大問題になっているのに、直ぐにでも行けば分かるのに、この株式会社太和ホールディングですね、視察は全くやる気がないというか、そういう態度で、そういうことでいいんですか、これは。まず管理者の今の答弁に対するご意見を聞きますよ。そして、その次に担当者が何らそういうことを重視しないと私の質問にどう答えますか。

以上、2回目の質問です。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 2回目の質問についてお答えさせていただきます。

ます。

廃棄物に関する研究会の中では、名前のおり広域で行う廃棄物に関する全般の協議をする場所になっております。ですので、廃プラスチックのそれだけではなく、先ほど答弁させていただきましたが、それ以外にも各市町のリユース事業だったり、ペットボトルの水平リサイクルだったり、不法投棄のホットラインなど、様々な協議を行ってございます。廃プラスチックの資源化につきましても、これにつきましては市町村の努力義務であるということから、現段階におきまして構成市町ごとの情報収集は品目を限定しての廃プラスチック類の拠点回収を試行的に実施していることの情報共有を行っている次第でございます。今後この研究会を通じて情報共有を図り、様々な課題について協議をしていきたいと考えています。

以上となります。

○9番（小松豊正君） 管理者、ご答弁してください。

○議長（櫻井茂君） 管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） ただいまの質問についてご答弁申し上げます。

先ほど業務管理課長兼業務施設課長から答弁がありましたとおり、この広域廃棄物に関する研究会が取り組んでいると認識してございます。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 一問一答でないので、次に移らざるを得ません。

質問事項第2項目は、地域還元施設「みらい交流館」の利用状況と利用住民の声に基づく改善について質問いたします。

まず、その（1）は、令和6年の1月から、一番新しいデータということで、9月の利用状況はどうなっているのか。

（2）利用者アンケートをすると、内容について……

○議長（櫻井茂君） 小松議員に申し上げます。通告の内容と違ってはいますが、通告に従い質問をお願いいたします。

○9番（小松豊正君） はい。地域還元施設「みらい交流館」の利用状況と利用住民の声に基づく改善について質問します。

（1）令和5年度と令和6年4月から8月の利用状況はどうなっているのか。

（2）令和5年度の利用者アンケート数と内容について。

（3）利用者の意見、要望にいかに応えたか。

(4) 指定管理者制度と使用料金制度について説明を求めます。

以上が第1回目の質問です。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問について、ご答弁申し上げます。

(1) 令和5年度と令和6年度の4月から8月までの利用者数ですが、令和5年度は1万2,381人、令和6年度同時期の利用者数は1万8,039人となり、5,658人増加しております。前年度比45.7%の増となります。

次に、(2)につきましては、利用者アンケートの回答数は112名となります。アンケートですが、7項目の施設評価と自由記載欄があります。施設評価につきましては、料金設定について、受付・フロントについて、トレーニング室について、プールについて、スタジオについて、ロッカー・トイレ・お風呂について、再度利用したいかとなっております。

次に、(3)につきましては、利用者の意見としましては、営業時間の延長、休憩スペースの確保などがありましたので、施設の開館時間を5月のゴールデンウィーク期間と8月中を試行的に1時間延長して、運営やレストラン営業の時間を区切らず通しで営業すること、メニューの変更などを行いました。また、大広間の座卓エリアの拡張を行い、休憩スペースの確保などを実施いたしました。

次に(4)につきましては、指定管理者制度とは、地方公共団体が設置する公の施設の管理運営について、営利企業、一般社団法人などの団体に包括的に代行させ、民間事業者が有する専門的な知識や経営資源を積極的に活用し、住民サービスの向上と行政コストの削減を図ることを目的とした制度になります。

次に、使用料金制度ですが、組合が支払う指定管理料で、指定管理者が公の施設の管理運営を行い、施設の使用料金収入は組合の収入となる制度でございます。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 2回目の質問をいたします。

私も質問に当たりまして、9月29日、午後5時30分から6時30分、1時間程度、みらい交流館に行って入浴して利用してまいりました。車が40台、入浴していた方は10人程度で、レストランは全部畳張りで、親子連れが3組が食事、年配の男性が寝転んでスポーツ紙を読みました。私と一緒に入浴した年配の男性は週に4日ほど来ているけれども、これくらい

がゆっくりしていいと私に話しました。ですから、私の感想としても、やはり市民の要望、それから私の質問などもあるかと思えますけれども、かなり改善されて喜ばれているというふうに感じました。ですから、先ほど事前にこの会議が始まる前に報告がありましたように、かなり利用者も増えたわけですね。そういうことを反映して、私は非常によかったなと思っているところです。

そこで、2回目の質問でちょっと聞きたいのは、先ほど言った利用者のお金ですね。お金の計算式は7,530万2,840円。その計算式を分かりやすく説明してください。

以上が2回目の質問です。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの2回目の質問でございますが、ただいま一般質問におきましての質問等を考えますと、料金につきまして、使用料金の1,523万7,400円の内訳ということでございますが、大人が500円、小人が300円、未就学児は0円という形で計算をしております、大人が500円で2万9,999名、小人が300円で793名でございます。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 3項目の質問に入ります。

3、霞台厚生施設組合ニュースの発行について。

（1）霞台厚生施設組合がどのように活動し、関係住民にとってどのような役割を果たしているか。これはやはり定期的にお知らせして、そういう点で広報紙の発行をすべき。これは春夏秋冬ということもあるでしょうし、やはり紙で関係住民にお知らせするというのが必要だと思うんですよ。どうでしょうか。ぜひやってもらいたいと思っております。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） ただいまの質問についてご答弁申し上げます。

令和5年第1回定例会でもお答えをしておりますが、現在の4市町体制となる以前の霞台厚生施設組合では、平成14年度から年1回、組合広報紙を発行しておりましたが、ごみ処理事業の広域化に伴い、区域内人口が大幅に増加することから、平成27年度に組合ホームページを開設しまして、広報紙の内容をホームページに切り替えて公開することで広報紙の発行経費を抑制した経緯がございます。

また、これまでも4市町の広報紙には、毎年、年末年始時期における組合施設の休業日や

ごみ搬入時間のお知らせ、昨年の地域還元施設みらい交流館のオープンについての記事を掲載していただいております。

そのほか、現在、組合では今年度当初予算でお認めいただきましたホームページのリニューアルを進めているところでありまして、組合ホームページをより見やすく、分かりやすいものへとリニューアルし、情報を発信していきたいと考えております。

今後も組合ホームページからの情報発信と併せまして4市町と協力、連携をしながら、4市町の広報紙へ積極的に情報を提供しまして、紙面に掲載をしていただくなど、住民の皆様への周知に努めてまいりたいと思っております。

答弁は以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 2回目の質問をいたします。

そこでちょっとお聞きしたいんですけれども、前は紙ベースでやっていたこともあるんだけれども、広域化してからはそうになってないと言うんですけれども、そうしたら、このホームページですね、一体これどれくらいの方が見ているものなのかということは考えたり、調べたりしたことはありますか。

それから、お金は紙にするとどれくらいかかるのか、年に4回の場合ですね。そのことについて質問します。試算されているのかどうか。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） 2回目の答弁をさせていただきます。

どれくらいの方がホームページを見ているかということなんですけれども、ホームページ開設時の平成28年の1月から令和6年の10月11日までの累計数になってしまうんですが、アクセス数、こちらが19万8,485件ございました。

発行部数につきましては、コストは、年間4市町の広報紙の発行部数が大体6万3,000部ということですが、ちょっとすみません、こちらのほうはまだ試算をしておりませんので、また後で資料提供などをさせていただければと思います。

以上でございます。

○9番（小松豊正君） よろしくお願ひします。

○議長（櫻井茂君） 次に、11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 日本共産党の佐藤文雄です。

通告に従って一般質問いたします。

まず第1に、任期付き職員の任用について伺います。

1つ、昨年4月1日より当組合の事務局長が任期付き職員に採用され、現在に至っておりますが、谷島管理者は任期をいつまでと考えているのか。

2つ目、それ以降の事務局長人事についてはどのように考えているのですか。

3つ目、人事は管理者の専権事項としておりますが、副管理者との相談はしないのでしょうか。

4つ目、谷島管理者は現在の事務局長の選任は適材適所の人事として判断したと述べておりますが、管理者が考えている「適材適所」とは何か。

以上、4点についてお答え願います。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） ただいまの質問についてご答弁申し上げます。

まず1つ目の任期につきましては、期間を令和5年4月1日から5年間の任期として発令がされております。

次に、2つ目、今後の事務局長人事につきましては、構成市町から職員を派遣する場合も含め、その都度状況に応じて検討することになると考えられます。

次に、3つ目、議員ご質問のとおり、組合の人事につきましては管理者の専権事項でございます。今回の事務局長人事に関しましては、副管理者との相談をしたと聞いております。

次に、4つ目、管理者の考える適材適所とはでございますが、適材適所とは、一般的に人事を考えるに当たり、その人の能力・資質に応じた地位や任務を与えることとされ、その人に適した場所に配置させることとされております。

現在、霞台厚生施設組合が取り組んでおります新広域ごみ処理施設整備事業の実施に当たりまして、事務局長には、組織をまとめながら様々な課題の解決と事業を円滑に完遂へと進めていくため、豊富な行政経験のある人材を配置する必要があると考えられます。

答弁は以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 5年間ということは65ということになりますね。再任用も大体65。まさに最初から65というふうにしていたんじゃないかなというふうに思います。

それと、その後は構成市町と状況に応じて派遣職員の人事も含めて考えますよということでした。それから、副管理者とも相談をしているということのようであります。そういう点では、この前の人事については副管理者と相談してあればもっと早く対応ができたのかなと

いうふうに思います。令和5年の3月31日に役職定年を迎える。今事務局長なさっている方ですね。当組合の事務局長を任期付き職員に採用してまで引き続き事務局長に選任をいたしました。今答弁にありましたが、事務局長として組織をまとめながら様々な課題の解決と円滑な事業推進を進めていくためには豊富な行政情報と経験が必要だというふうに語っていたと思うんですが、それが任期付き職員採用の理由のようではありますが、令和5年の3月14日に辞令を出しておりましたよね。

それほどまで現事務局長を評価しているならば、もう3月31日で定年になることは分かっているわけですから、2月の定例議会に承認を求めることが必要だったと思いますが、なぜしなかったのか、ほかに適材適所の方はいなかったのか、新たな事務局長の人事、人選はなされたのか、この3つをお答えください。管理者じゃなきゃだめだよ、これは。答えられないよ。管理者が答えてください。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） 2月の定例議会のほうになぜしなかったということなんですが、条例のほうを2月の定例会のほうに上程いたしましたので、その後の手続の執行ということで3月ということになりました。

ほかに適材適所の人物がいたかということですが、こちらはいなかったというふうに伺っております。

新たな人材についてですかね。新たな人材については……

○11番（佐藤文雄君） 人選はしなかった。

○総務課長（海老澤昌代君） 人選はしなかったかですね。その都度管理者の判断で人選をするということとなります。

答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 本当は管理者が答えるべきなんですよ。総務課長が答える中身じゃないですね。人選はしなかったわけでしょう。

○議長（櫻井茂君） 次の質問に入ってください。

○11番（佐藤文雄君） 外に適材適所という方がいなかったということでしょう。

○議長（櫻井茂君） 佐藤文雄君に申し上げます。

○11番（佐藤文雄君） これはやはり人選をなされなかったかということには答えてないということになりますからね。

- 議長（櫻井茂君） 佐藤文雄君に申し上げます。次の質問に入ってください。
- 11番（佐藤文雄君） 次にいきます。今の感想を述べたんですよ。
- 議長（櫻井茂君） 質問は2回までですから。
- 11番（佐藤文雄君） 質問をしてません。
- 議長（櫻井茂君） 質問しなければ……
- 11番（佐藤文雄君） 質問してません。
- 議長（櫻井茂君） 指名しませんので、それでは。
- 11番（佐藤文雄君） 質問してません。
- 議長（櫻井茂君） 発言を認めてはいませんので。
- 11番（佐藤文雄君） 今まともに答えてないから、答えはそれに対する感想を述べただけです。
- 議長（櫻井茂君） 手短にお願いします。
- 11番（佐藤文雄君） 手短でしょう。
- 議長（櫻井茂君） いや、全然。
- 11番（佐藤文雄君） だって、時間十分あるじゃないですか。

次に、特別目的会社、いわゆるSPCですね。この不適切な業務遂行、機器冷却水の敷地外への排出について伺います。

1つ、管理者は、SPCの不適切な業務遂行について、損害賠償請求を含むペナルティーを考えていなかったのはなぜでしょうか。

2つ、当組合とSPCは20年間が契約期間ですが、そのうち2年間も不適切な業務を行っていたことは問題だと思います。改善策の提出だけで済むとお考えですか。

3つ、SPCに対して管理者はどのように臨んでいくのですか。

以上、3点について答弁を求めます。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問について答弁申し上げます。

ご質問1、2につきましては、関連性がございますので一括で答弁させていただきます。

運營業務委託において不適切な業務遂行が行われた場合、霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設整備・運営事業運營業務委託契約書第42条に基づき、1回目の是正勧告をし、定期または随時モニタリングを行い、是正報告書に沿った改善の実施状況を確認します。期限までに改善計画が確認されなかった場合、2回目の是正勧告を行い、併せて契約書、運營業務委

託料減額等措置に基づいた減額を行います。2回目の是正勧告で改善されなかった場合、契約の解除もあり得ることになります。

今回S P Cによる不適切な業務遂行ですが、令和5年9月19日に小美玉市からの情報提供により、機器冷却水の一部を敷地外に排水したことが発覚し、事実の確認を行い、令和5年10月6日にS P Cより顛末報告書の提出がありました。

その後、令和5年11月6日に組合からS P Cに対し是正勧告を通告し、令和5年11月30日に是正報告書が提出されました。是正報告書の内容を確認し、是正が適切に実行されたことを確認しており、改善効果が認められたため、今回につきましては、契約書に基づき減額等はなく、これ以上の措置はございません。

次に、(3)について答弁申し上げます。

是正報告書提出以降、毎月実施している運営モニタリングで、机上検査だけでなく、施設内の設備、運転状況の検査を行っております。また、施設のマニュアル等の見直しを行った場合、その内容も含めて是正報告書に沿った対応を実施しているか確認をしております。

今後、このような事態が起きないように監視・管理の強化に努め、安心・安全なごみ処理事業が遂行できるよう信頼回復に努めてまいります。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） S P C、いわゆる特別目的運営会社ヒルサイドレイク環境テクノロジー株式会社、この会社は、まず1つ、廃棄物処理施設及び関連施設の運営、運転・管理、また維持・保守・保全並びに点検、廃棄物処理機器装置及び関連機器装置の据え付け、運転、修理、保全並びに管理、そして3つ目が一般廃棄物の処理事業、4つ目が廃棄物の処理に伴い発生する余熱を利用した電気供給事業等、5つ目が前各号に附帯する一切の事業を行う専門業者。こういう専門業者がまさに不適切な業務を行ったわけですね。

私が問題にしているのは、今契約書は第1回目は是正勧告だと。2回目になったらペナルティーは考えられると、3回目になったら、これは契約の取消しもあるぞということのようであります。いずれにしても、契約書も後で見せていただきたいなというふうに思いますので、後で見せてください。

やはり問題は内部告発なんですよ。内部告発されてこの事態が起きたわけですね。ですから、通常の契約書に書いている中身とはかなり違ってきているんですよ。2回目だ、3回目だということじゃなくて、これは告発によって行われた。その告発されるまでの間、2021

年の7月30日から23年の9月1日、2年間も不適切な業務を行っていた。これは問題だと思いますよね。これ告発がなければそのままだったんですよ。この機器冷却水の敷地外への排出、このまま続けていたということになるわけですよ。こういうこともきちっと位置づけた上で、やっぱりペナルティーとか、この業務委託費の減額についてはしっかりと申入れする必要があったんじゃないかなと思うんですよ。

それと、これ一括で次の質問もするんですね。また別の3のところ、今モニタリングの話をしてましたんでね。モニタリングはいわゆる選定業者による公共サービスの履行に関して、契約に従って適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているかどうかを確認する手段なんですね。そうすると、選定事業の対象とする公共施設等の管理者等の責任において、選定事業者、すなわちこのSPCですね。これがきちっと要求水準を満たしたものになっているか、このサービスの対価をしっかりと確保しているかということが問題になるわけですね。このサービスの対価をまともにやっていなかった、ここ2年間ね。そういうことになると思うんですね。ですから、官と民の協力関係、役割分担、これがまさに良質な公共サービスの提供を実現するというにはなっていなかったということじゃないですか。

地域住民の人もかなり心配していたわけですよ。この内部告発の問題についてはどのように考えているんですか。これは管理者が答えてくださいよ。やっぱり管理者がここにも管理者等の責任においてと、モニタリングについてもここに書いてあるんですよ。管理者が答えないで、この広域ごみ処理施設の管理運営、この責任者としての役割を果たせないんじゃないですか。管理者、答弁願います。

○議長（櫻井茂君） 事務局長・小澤君。

○事務局長（小澤喜蔵君） 先ほど来、2回目の質問ということで質問いただきまして、それに対しての答弁をさせていただきます。

今回のSPCによります不適切な処理に対して、委託している企業側の思い込みが原因ということでございまして、サービスの対価云々につきましては、作業等はしているというようなことで、モニタリングはしていた段階でございまして。改めて人為的なミスが発生につきましては緊張感を緩めてはならないと感じているところでございまして。

今回の件で組合の議員の皆様をはじめ、地元住民の皆様には多大なる不安をかけてしまい、誠に遺憾に感じている次第でございまして。今後も不安の払拭に努め、失われた信頼回復に最大限の努力を尽くしてまいる所存です。組合議員から温かな叱咤激励をいただきましたので、これを骨身に刻み込みまして、これからの組合運営に心血を注いで臨んでまいる所存でござい

いますので、今後ともご理解、ご支援のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（櫻井茂君） 管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） お答えいたします。

今、事務局長が答弁したとおりでございますが、もう今後このような事態を起こさないように、当組合としましても監視・管理の強化に努めまして、安心・安全なごみ処理事業が遂行できるよう、信頼回復に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 以上で一般質問を終結いたします。

（日程第6 議案質疑）

○議長（櫻井茂君） 日程第6、議案質疑を行います。

質疑は通告の順にこれを許します。

なお、質疑の形式は項目別の一括方式とし、時間は1議員30分以内といたしますので、厳守願います。また、質疑回数は2回までとなりますのでよろしくお願いをいたします。

最初に、9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 9番、日本共産党の小松豊正です。

議案第7号・令和6年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第1号）について質問いたします。

（1）補正予算書7ページにございますけれども、総務費負担金、1ですね、2が衛生費負担金（塵芥処理費）、3、衛生費負担金（施設整備費）の3市1町の負担基準について質問いたします。

（2）同じく7ページですけれども、清掃費国庫交付金について、循環型社会形成推進交付金と廃棄物処理施設整備交付金の関係ですね。循環型社会形成推進交付金は、1億59万4,000円の減額で、交付金のほうは1億211万6,000円となっているので、この関係について質問します。

（3）同じく9ページにありますけれども、ごみ処理広域化事業（協定割）168万3,000円の減額について説明を求めたいと思います。

以上が1回目の質問です。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） ただいまの質問についてご答弁申し上げます。

初めに、（１）組合負担金につきましては、構成市町による協議により、平成28年8月22日に締結されましたごみ処理広域化に伴う新処理施設及び関連施設の経費負担等に係る協定書、第3条第1項で、4市町の負担金に係る経費負担方法は、均等割10%、人口割10%、搬入割80%としております。

また、人口割、搬入割の基礎数値につきましては、同協定書第3条第3項により、経費請求時点におきまして確定している直近の単年度の実績数値を用いるとしております。

令和6年度の基礎数値としまして、人口割につきましては、令和5年10月1日現在の住民基本台帳人口を、搬入割につきましては、令和4年度決算における4市町別のごみ搬入実績を用いて、当初予算の負担割合を算出しております。

令和6年度における総務費負担金、衛生費負担金（塵芥処理費）、衛生費負担金（施設整備費）の協定割の負担割合は、石岡市が37.88%、小美玉市が24.80%、かすみがうら市21.75%、茨城町が15.57%となっております。衛生費負担金（施設整備費）におけます均等割の負担割合は、各市町一律で25%となります。

次に、（２）の循環型社会形成推進交付金と廃棄物処理施設整備交付金に分けた理由でございますが、令和6年度の当初予算、組合予算の議決後に、環境省から循環型社会形成推進交付金の一部を廃棄物処理施設整備交付金へ移行することについての案内があったためでございます。どちらの交付金につきましても霞台厚生施設組合地域循環型社会形成推進地域計画に基づく事業が交付対象となっており、交付要件や交付対象事業の範囲、交付率も同じ3分の1ですので、枠組みとしては同様のメニューとなっております。

次に、（３）ごみ処理広域化事業（協定割）168万3,000円の減額については、入札により事業費が確定したため、委託料1件と工事費の1件分の入札差金の合計額を減額補正するものです。

答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） それでは、次の議案第8号の議案質疑に移ります。

議案第8号・令和5年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

（１）決算書1、2ページ、款6諸収入、項2延滞金、加算金及び過料について、調定額142万400円、不納欠損額同じく142万400円としていることについて説明を求めます。

（２）決算書3、4ページ、款3衛生費、項1清掃費予算現額18億7,918万2,000円、支

出済額16億9,126万8,509円、翌年度繰越額8,669万円、不用額を1億122万3,491円としていることについて説明を求めます。

(3) 決算書12ページ、備考欄、みらい交流館指定管理者指定管理料7,534万2,844円の計算式について説明を求めます。

(4) 決算書18ページ、備考欄、派遣職員給料等負担金4,604万1,004円の内容について説明を求めます。

以上が1回目の質問です。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） ただいまの質問についてご答弁申し上げます。

初めに、(1) 諸収入の延滞金、加算金及び過料の142万400円につきましては、令和4年度から令和5年度にかけて、かすみがうら市負担金の一部が不払いとなったことに伴い発生した延滞金でございます。

負担金の不払いについては、茨城県自治紛争処理委員による調停となり、調停案として、組合には負担金支払い遅延により生じた損害について請求を放棄することが示されました。組合では令和6年1月9日に開催した臨時会において、調停案の受諾についてが可決されました。これにより調停が成立したことから、組合ではかすみがうら市に対する延滞金142万400円の請求を放棄し、同額を不納欠損処理したものでございます。

次に、(2) 清掃費についてですが、目で塵芥処理費と施設整備費に分かれておりますので、その順で内訳を説明いたします。

予算現額18億7,918万2,000円については、塵芥処理費では10億3,082万2,000円、施設整備費では8億4,836万円となりました。

支出済額16億9,126万8,509円については、塵芥処理費では9億9,417万9,396円、施設整備費では6億9,708万9,113円となりました。

翌年度繰越額8,669万円については、塵芥処理費では、ごみ検査展開装置納入についての繰越明許費1,958万円と、施設整備費では、霞台旧施設解体工事費の継続費繰越額6,711万円となりました。

不用額1億122万3,491円については、塵芥処理費では1,706万2,604円となり、主に委託料における不用額でございました。主なものとして、焼却灰等溶融処理業務委託料で740万2,778円、陶磁器類処理業務委託料で316万7,662円、処理不適物処分業務委託料で152万2,786円が不用額でございました。施設整備費では不用額が8,416万887円となり、主なもの

としまして、工事請負費でゴミ処理広域化事業（協定割）の周辺環境等整備事業4,710万4,000円、旧茨城美野里解体事業の周辺環境等整備事業3,581万円が不用額でございました。

次に、（3）みらい交流館指定管理者指定管理料7,534万2,844円の内訳につきましては、開業準備に係る費用としまして、消耗品費が260万6,599円、施設維持管理費が108万9,880円、宣伝広告費が32万5,500円、令和5年度指定管理料としまして、人件費が3,205万7,848円、消耗品費が398万5,475円、施設維持管理費が869万2,828円、宣伝広告費が35万1,805円、リース代が231万2,317円、通信・光熱水費が352万592円、管理経費が2,040万円でございます。

次に、（4）派遣職員給料等負担金4,604万1,004円につきましては、令和5年度の建設計画課職員6名に関してまして、派遣元である各構成市町から派遣先の組合、当組合に対し請求のありました派遣職員給料等の負担金の合計額となります。

答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） いろいろ説明をいただきましたけれども、（2）不用額の問題ですけれども、これは予算現額が18億7,918万2,000円で、支出額が16億9,126万8,509円と。不用額のことをいろいろ説明をされましたけれども、この不用額はどのようにやっぱり具体的に使えると思っていたのが不用額となったわけですので、もう一度ちょっと、計画がうまくいかなかった、あるいは不用額になった見込みがちょっと違ってきたとか、そういうことについてどのように考えているかというか、その辺のことをもう1回説明をお願いできればと思います。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） 2回目の質問について答弁いたします。

まず、塵芥処理費の不用額が出たことについては、先ほど委託料のほう3件、主なものを答弁させていただきましたが、こちらについてはやはり3月末まで、3月分まで処理が実際終わるまで幾らかかるのかがちょっと分からないというところがありまして、減額のほうをなかなかできず、この不用額が出てしまったというものです。施設整備費におきましては、こちらのごみ処理広域化事業の協定割、あと旧茨城美野里の解体事業の周辺環境等整備事業については、こちらはちょっと解体工事が行われます関係で、予備費的なものとして計上したものでございます。解体工事の途中で突発的な何か事案が出てきてしまったときの対応用として予備費的な予算として計上したものですので、こちらちょっと実際年度末まで減額

することができず、この不用額となってしまった次第でございます。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 暫時休憩いたします。

10分程度といたします。

午後3時44分休憩

午後3時53分再開

○議長（櫻井茂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 議案第8号の令和5年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について質問いたします。

歳入について、1つ、衛生費負担金（塵芥処理費）の内訳、この計算式があると思いますが、この計算式の説明を求めます。

次に、2番目、衛生費負担金の施設整備費の説明を求めます。

3番目、雑入にある容リ再商品化合理化拠出金9万2,941円とは何でしょうか。

2款のほうにいきます。地域還元施設みらい交流館ですか、使用料及び手数料が当初予算よりと比べて大幅に減少していますが、その理由を教えてください。

歳出のほうも一括して質問いたします。

塵芥処理費が令和4年度と比較して増えております。その説明を求めます。そして、雨水配管内清掃業務委託料が新規に支出されておりますが、併せて説明を求めます。

以上です。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） ただいまの質問についてご答弁申し上げます。

初めに、歳入、（1）衛生費負担金（塵芥処理費）の決算額の内訳についてでございますが、組合の市町負担金につきましては、構成市町の協議により、平成28年8月22日に締結されましたごみ処理広域化に伴う新処理施設及び関連施設の経費負担等に係る協定書により、4市町の負担金に係る経費負担方法は、均等割10%、人口割10%、搬入割80%とされております。

令和5年度市町負担金における基礎数値は、人口割については、令和4年10月1日現在の

住民基本台帳人口、搬入割については、令和3年度決算における4市町のごみの搬入実績を用いて負担金額を算出しております。

令和5年度の衛生費負担金（塵芥処理費）の決算額につきましては、当初予算額2億9,660万2,000円から、補正予算（第2号）にて令和4年度決算剰余金の精算による減額と塵芥処理費における事業費の減額に伴い、8,176万1,000円を減額したことから、2億1,490万1,000円となっております。

市町ごとに当初予算額、補正予算による減額分、決算額の順に申し上げますと、石岡市が当初予算額1億1,657万円、補正予算による減額が3,224万2,000円、決算額が8,432万8,000円となります。小美玉市が当初予算額8,198万5,000円、補正予算による減額が2,240万8,000円、決算額が5,957万7,000円となりました。かすみがうら市が当初予算額7,217万3,000円、補正予算による減額分が2,003万8,000円、決算額が5,213万5,000円となりました。茨城町、当初予算額が2,593万4,000円、補正予算による減額が707万3,000円、決算額が1,886万1,000円となりました。

次に、（2）衛生費負担金（施設整備費）でございますが、当初予算と茨城美野里旧施設解体事業における令和4年度からの通次繰越分との合計額7億2,570万6,000円から、補正予算（第2号）による令和4年度決算剰余金の精算による減額、それと施設整備費における事業費の減額に伴い、9,473万2,000円の減額をしております。

また、霞台旧施設解体事業費の令和6年度への通次繰越に伴いまして、5,870万5,000円を未収入特定財源としたことから、決算額は5億7,226万9,000円となっております。

こちらも市町ごとに当初予算額と令和4年度からの通次繰越分の合計額、補正予算による減額、令和6年度への通次繰越分と決算額の順に申し上げますと、石岡市が当初予算と令和4年度からの通次繰越分の合計額が7,656万6,000円、補正予算による減額が2,357万6,000円、令和6年度への通次繰越が2,217万3,000円、決算額が3,081万7,000円となりました。小美玉市が当初予算と4年度からの通次繰越の合計額が2億8,779万円、補正予算による減額が3,207万8,000円、令和6年度への通次繰越が1,444万1,000円、決算額が2億4,127万1,000円となりました。かすみがうら市が当初予算と令和4年度からの通次繰越の合計額が4,974万1,000円、補正予算による減額が977万4,000円、令和6年度への通次繰越分が1,294万4,000円、決算額が2,702万3,000円となりました。茨城町が当初予算と令和4年度からの通次繰越合計額が3億1,160万9,000円、補正予算による減額が2,930万4,000円、令和6年度への通次繰越分が914万7,000円、決算額が2億7,315万8,000円となっております。

次に、（３）容リ再商品化合理化拠出金 9 万 2, 941 円につきましては、組合から公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引渡しをしておりますペットボトル、こちらにおける令和 4 年度分の拠出金の配分額でございます。

こちらの容リ再商品化合理化拠出金につきましては、容器包装リサイクル協会において、引渡しをしましたペットボトルのリサイクル再商品化に実際にかかった費用があらかじめかかるであろうと想定されていた額を下回った場合に、その差額の 2 分の 1 に相当する金額を引渡しをしたペットボトルに異物などの混入などが少なく、品質が優良な市町村や一部事務組合に対して、次年度に協会から配分される仕組みとなっております。異物の混入などが少ないことによる品質に基づく配分額が 4 万 6, 158 円、再商品化に要した費用の低減額貢献度に基づく配分額が 4 万 6, 783 円となっております。

次に、（４）地域還元施設使用料が当初予算と比べ、大幅に減少している理由ですが、令和 5 年度当初予算において、地域還元施設等整備基本計画に基づき、利用者数の見込みを約 6 万 5, 000 人程度としたものを、令和 6 年第 1 回定例会において、利用者数を 2 万 8, 000 人とした減額補正をさせていただきました。施設開設の初年度における利用者数に見込み違いがあったことが原因でございます。

次に、歳出、塵芥処理費が令和 4 年度と比較して増えていることについてですが、約 4, 340 万円の増でございました。こちらは、人件費、電気料、燃料費、原材料費などの上昇に伴い、クリーンセンターみらいの施設運営管理委託料が増加したことや、令和 5 年度よりクリーンセンターみらいの既存ストックヤード運営管理業務の委託を開始したことが主な要因でございます。

雨水配管内清掃業務委託につきましては、中継センターの雨水排水施設に詰まりが生じたため、急遽清掃業務を委託したものでございます。

答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君） 次に、11 番・佐藤文雄君。

○11 番（佐藤文雄君） 私のデータだと、いずれにしても、塵芥処理費のほうについては、均等割が 10 ですか。人口割が 10、廃棄物の割合が 80 ということでなされているかなと思うんですが、これ令和 3 年度の実績を基に配分をしたと。結果的に令和 5 年度の確定がされるわけですよね。そうすると、この確定した数字が今回の数字なのか、これがちょっとよく分からないですね。予算をつくるときに令和 3 年度のやつを実績で予算化するというのはいいんですが、令和 5 年度の決算ですから、令和 5 年度の決算のときに、この今回資料 2 があり

ますね。令和5年度の搬入割合がね、これ出されましたね、資料。これとの関連がよく分かりませんね。だから、計算式を出してほしいというのはそういう意味なんですよ。ですから、この今内訳はもう決算見れば分かります。内訳は分かるんです。その内訳というか、金額は分かります。ただ内訳が分からないんです。その内訳の中の80%の搬入割のところから分からないんです。すぐに答えられなければ、後で資料の提供で構いませんから、それについては説明できるんだったら説明をしていただきたい。

それと、施設整備費は茨城美野里の解体費用というか、これが大きく関わっているということで、石岡についてもかすみがうら市についても少なくなっているよということなのかなと思うんですが、今述べたところで令和5年度の予算では、茨城町は2億2,623万7,000円で、決算が2億7,315万8,000円になっているんですが、これ違ってますか。私のほうのデータ入力間違っているのかどうかですね。これ確認していただけますか。

それと、いわゆる地域還元施設については、計画を載せた。令和5年度は計画の人数を載せたということですね。計画の人数を載せて、計画の人数ですから、かなり大幅に違っているのは当たり前なんです。大体計画の人数を載せてしまったということですね。ちょっとそれについてお答えできますか。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） 2回目の質問についてご答弁申し上げます。

5年度の塵芥処理費、こちらにつきましては令和4年の10月1日の人口と令和3年度の搬入実績、こちらを基に当初予算のそれぞれの塵芥処理費の負担額を決定しております。今回決算でお示ししております令和5年度の搬入量の実績については、令和7年度の予算で市町の負担金ですね、令和7年度の予算のときに用いて負担金を算出することとなります。

茨城町の施設整備費のところについてですが、茨城町は当初予算額と令和4年度の通次繰越額、こちらがありまして、こちらの合計が3億1,160万9,000円となります。ここから補正予算を2,930万4,000円、あと6年度への通次繰越分914万円分ですね、こちらを差し引きまして、決算……失礼しました、6年度の通次繰越分が914万7,000円、それで決算額が2億7,315万8,000円となっております。

答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君） 以上で議案質疑を終結いたします。

（討 論）

○議長（櫻井茂君） 次に、討論を行います。

討論は通告の順にこれを許します。

9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 9番、日本共産党の小松豊正君です。

議案第8号・令和5年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

この決算は、プラスチック資源循環促進法が令和4年度から施行されてから二度目の決算になります。ご案内のように、この法律の立法の趣旨として、プラスチックごみの分別収集、資源化や事業者の自主回収の促進などがあります。ところが、この令和5年度の決算には、令和4年度と同じように、この法律の趣旨が反映されておらず、従来のサーマルリサイクルでプラスチックごみは分別収集、資源化ではなく、燃やせ、燃やせとなっています。法律の趣旨に基づいてプラスチックごみの資源化に真剣に取り組むべきです。ところが、令和5年度の決算書では、清掃費の予算現額18億7,913万2,000円に対して、支出済額が16億9,126万8,509円で、不用額は1億122万3,491円となっています。このことはプラスチックごみの資源化もできなかったことを示していると思います。

今地球温暖化対策が叫ばれています。日本ではごみを燃やして埋める処理が定着しています。産業革命時より1.5℃まで抑えるためには、2030年までにCO₂排出量を大幅に低下させ、2050年までにCO₂排出増加量をゼロにする必要があります。そのためにはこの10年から20年が正念場で、有効な対策を実行することが求められています。この霞台厚生施設組合でもプラスチック資源循環促進法に基づいて、プラスチックごみを分別収集、資源化して、可燃ごみの減量化を進め、焼却量、発電量を減らすことが喫緊の課題ですが、決算上逆行していることを指摘せざるを得ません。

以上、議案第8号・令和5年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について反対する理由でございます。議員各位の賛同をお願いいたしまして、反対討論を終わります。

○議長（櫻井茂君） 次に、11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 議案第8号・令和5年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について反対の立場で討論を行います。

これまで一般質問でもただしてきましたが、令和5年4月からの現事務局長の任期付き職員の採用については、谷島管理者の付度によって実行されているのではないかとの疑いがあります。本来であれば議会の承認を得て行うべきだったのではないのでしょうか。予算の範囲

内だとして追認で済ますことは許されません。

また、SPC、ヒルサイドレイク環境テクノロジー株式会社による不適切な業務遂行、機器冷却水の敷地外への排出は、内部告発がされるまでの期間、2021年の7月30日から23年の9月18日まで不適切な業務を行っていたことが分かりました。内部告発がなければ、この機器冷却水の敷地外への排出をし続けていたことになるではありませんか。不適切な業務遂行は委託契約期間、2021年の4月から2041年の3月までの20年間のうち、2年間にも及びます。1割ですね。私は業務委託費の減額等を実行すべきだったと考えております。

以上、反対討論といたします。

○議長（櫻井茂君） 以上で討論を終結いたします。

（採 決）

○議長（櫻井茂君） これより採決に入ります。

初めに、議案第8号・令和5年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井茂君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第7号・令和6年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（櫻井茂君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

（日程第7 委員会提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井茂君） 次に、日程第7、委員会提出議案第1号・霞台厚生施設組合議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについてを議題といたします。

直ちに議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長・関口忠男君。

○議会運営委員長（関口忠男君） 議会運営委員長の関口忠男でございます。

地方自治法第109条第6項の規定により、委員会提出議案第1号・霞台厚生施設組合議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについてを提出いたします。

これより提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の改正による議会に係る手続のオンライン化へ対応すること等により、全国市議会議長会で示す標準市議会会議規則が改正されたことに伴い、霞台厚生施設組合議会会議規則の一部を改正するものでございます。

以上が提出いたしました議案の提案理由でございます。議員各位におかれましては、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

○議長（櫻井茂君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑は挙手によりこれを許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（櫻井茂君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は挙手によりこれを許します。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（櫻井茂君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

委員会提出議案第1号・霞台厚生施設組合議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（櫻井茂君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

（日程第8 委員会提出議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井茂君） 次に、日程第8、委員会提出議案第2号・霞台厚生施設組合議会委員会

条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

直ちに議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長・関口忠男君。

○議会運営委員長（関口忠男君） 議会運営委員長の関口忠男でございます。

地方自治法第109条第6項の規定により、委員会提出議案第2号・霞台厚生施設組合議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについてを提出いたします。

これより提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の改正による議会に係る手続のオンライン化へ対応すること等により、全国市議会議長会で示す標準市議会委員会条例が改正されたことに伴い、霞台厚生施設組合議会委員会条例の一部を改正するものでございます。

以上が提出いたしました議案の提案理由でございます。議員各位におかれましては、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

○議長（櫻井茂君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑は挙手によりこれを許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（櫻井茂君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は挙手によりこれを許します。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（櫻井茂君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

委員会提出議案第2号・霞台厚生施設組合議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（櫻井茂君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

(日程第9 閉会中の継続調査の申出について)

○議長(櫻井茂君) 次に、日程第9、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしましたとおり、議会運営委員長から議会会議規則第67条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長(櫻井茂君) ご異議なしと認め、さよう決しました。



◎閉会の宣告

○議長(櫻井茂君) 以上で今期定例会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第2回霞台厚生施設組合議会定例会を閉会いたします。
長時間にわたりご苦勞さまでした。

午後4時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

霞台厚生施設組合議会

議 長 櫻 井 茂

霞台厚生施設組合議会

署名議員 佐藤 文雄

署名議員 田家 勇作

資 料

令和6年第2回霞台厚生施設組合議会定例会議事日程

令和6年10月15日

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第7号・議案第8号

議案第7号 令和6年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算(第1号)

議案第8号 令和5年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定
について

日程第5 一般質問

日程第6 議案質疑・討論・採決

日程第7 委員会提出議案第1号

霞台厚生施設組合議会会議規則の一部を改正する規則を制定すること
について

日程第8 委員会提出議案第2号

霞台厚生施設組合議会委員会条例の一部を改正する条例を制定するこ
とについて

日程第9 閉会中の継続調査の申し出について

令和6年第2回霞台厚生施設組合議会定例会発言通告一覧

【一般質問】

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
1	9番 小松豊正	1 プラスチック製品の再資源化について (1) 前回の議会で、担当課長は「他の先進事例等を構成市町と研究しながら、できることは取り入れていきたい」と答弁しているが、その後の進行状況はどうか。 (2) 実際にプラスチック資源循環促進法に基づいて資源化している株式会社太和ホールディングの視察はどのように進んでいるのか。 (3) 構成市町と組合で広域廃棄物に関する研究会はいつ、どのように開催されたのか。その成果はどうだったのか、時系列で答弁を求める。	担当課長 管理者 担当課長 管理者 担当課長
		2 地域還元施設みらい交流館の利用状況と利用住民の声に基づく改善について (1) 令和5年度と令和6年4月～8月の利用状況はどうか。 (2) 令和5年度の利用者アンケート数と内容について (3) 利用者の意見、要望にいかに応えたか。 (4) 指定管理者制度と使用料金制度について	担当課長
		3 霞台厚生施設組合ニュースの発行について (1) 霞台厚生施設組合がどのように活動し、関係住民にとってどのような役割を果たしているか等について、定期的に知らせる広報紙の発行をすべきと考えるがどうか。	管理者 担当課長
2	11番 佐藤文雄	1 任期付き職員任用について (1) 昨年4月1日より当組合の事務局長が、任期付職員に採用され現在に至っているが、谷島管理者は、任期をいつまでと考えているのか。 (2) それ以降の事務局長人事については、どう考えているのか。 (3) 人事は管理者の専権事項としているが、副管理者との相談はしないのか。 (4) 管理者が考えている「適材適所」とは何か。	管理者
		2 SPCによる不適切な業務遂行(機器冷却水の敷地外への排出)について (1) 管理者はSPCの不適切な業務遂行について、損害賠償請求を含むペナルティを考えなかったのは何故か。 (2) 当組合とSPCは20年間が契約期間だが、その内2年間も不適切な業務を行っていた。改善策の提出だけで済むと考えているのか。 (3) 今後、SPCに対して管理者としてどのように臨んでいくのか。	管理者 担当課長

【 議案質疑 】

順	氏 名	質 疑 事 項	答弁を求める者
1	9 番 小松豊正	<p>1 議案第7号 令和6年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算(第1号)</p> <p>(1) 補正予算書7ページ 総務費負担金、衛生費負担金、(塵芥処理費)、衛生費負担金(施設整備費)の3市1町の負担基準について</p> <p>(2) 同じく7ページ 清掃費国庫交付金について、循環型社会形成推進交付金と廃棄物処理施設整備交付金の関係について</p> <p>(3) 同じく9ページ ごみ処理広域化事業(協定割) △1,683(千円)について</p> <p>2 議案第8号 令和5年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について</p> <p>(1) 決算書1、2ページ 款6、諸収入 項2、延滞金、加算金及び過料について調定額1,420,400円、不納欠損額を同じく1,420,400円としていることについて説明を求める。</p> <p>(2) 決算書3、4ページ 款3、衛生費 項1、清掃費予算現額1,879,182,000円 支出済額1,691,268,509円 翌年度繰越額86,690,000円 不用額を101,223,491円としていることについて説明を求める。</p> <p>(3) 決算書12ページ 備考欄・みらい交流館指定管理者指定管理料75,342,844円の計算式について説明を求める。</p> <p>(4) 決算書18ページ 備考欄・派遣職員給料等負担金46,041,004円の内容について説明を求める。</p>	<p>管 理 者 担 当 課 長 担 当 課 長</p>
2	11番 佐藤文雄	<p>1 議案第8号 令和5年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について</p> <p>【歳入】</p> <p>(1) 衛生費負担金(塵芥処理費)の内訳(計算式)の説明を求める。</p> <p>(2) 衛生費負担金(施設整備費)の説明を求める。</p> <p>(3) 雑入にある「容リ再商品化合理化拠出金」92,941円とは何か。</p> <p>(4) 2款 使用料及び手数料の地域還元施設使用料が当初予算と較べ大幅に減少しているが、その理由は何か。</p> <p>【歳出】</p> <p>(1) 塵芥処理費が令和4年度と比較して増えているが、説明を求める。 その中で雨水配管内清掃業務委託料が新規に支出されているようだが併せて説明を求める。</p>	<p>管 理 者 副 管 理 者 担 当 課 長</p>